

令和5年度

定期監査及び行政監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

令和 5 年度定期監査及び行政監査報告書

第 1	定期監査	1
1	監査の概要	1
2	監査の結果	2
	福祉保健部	2
	産業部	2
第 2	行政監査	4
1	監査の概要	4
2	監査の結果	5
	福祉保健部	5
	産業部	6

第1 定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象部局

福祉保健部（社会福祉課、子育て支援課、健康長寿課、保険医療課）
産業部（地域営農課、農林水産課、商工観光課）

(3) 監査の基本方針と着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているか確認することを基本方針とし、次の項目を着眼点として実施した。

- ア 業務委託の手続きは適正に行われているか。
- イ 工事の執行は適正に行われているか。
- ウ 補助金の交付は適正に行われているか。
- エ 備品の購入は適正に行われているか。
- オ 公用自動車の使用は適正に行われているか。
- カ 給与（時間外勤務手当等）は適正に支給され、かつ、勤務時間や休暇は適正に取り扱われているか。
- キ 公印の管理は適正に行われているか。
- ク 財務会計電子決裁における証拠書類等原本の管理は適正に行われているか。
- ケ 金券の管理は適正に行われているか。

(4) 監査の対象期間

令和5年4月1日から令和5年10月31日まで

(5) 監査の実施期間

令和5年11月10日から令和6年2月21日まで

(6) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(7) 監査の手続

あらかじめ資料の提出を求め、関係書類や帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき監査の実施手続により実施し

た。

2 監査の結果

監査の実施手続をもって試査により実施したほか、事務の手続は適正に行われているかという点に着眼して関係書類の確認及び質問を行った結果、執行状況は次のとおりである。なお、決裁状況の監査については、電子決裁システムへのアクセスは事務局職員が行い、説明を受けた監査委員が適否を判断する方法で行った。また、日付の誤記や書類の記入漏れなどが散見されたが、軽微な指摘事項として席上口頭で指摘を行ったため記載は省略した。

福祉保健部

社会福祉課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

子育て支援課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

健康長寿課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

保険医療課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

産業部

地域営農課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

農林水産課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられな

かった。

商工観光課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

第2 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象部局

福祉保健部（社会福祉課、子育て支援課、健康長寿課、保険医療課）
産業部（地域営農課、農林水産課、商工観光課）

(3) 監査の基本方針と着眼点

事務事業の課題に迅速かつ適正に取り組んでいるか、また、組織機構が有効に機能しているか確認することを基本方針とし、次の項目を着眼点として実施した。

ア 事務事業の執行に当っては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

ウ 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものになっているか。

カ 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

(4) 監査の対象期間

令和5年度

(5) 監査の実施期間

令和5年11月10日から令和6年2月21日まで

(6) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(7) 監査の手続

事務事業における課題と取組みの状況調書の提出を求め、定期監査時に監査委員による監査の対象とした部局からの説明、質疑応答等を実施した。

2 監査の結果

今回 2 部 7 課が所掌する 42 の事業について監査を行った。市民生活の安全安心の基本となる社会福祉事業と主要産業である農林水産業、商工業を担当する部署であるが、いずれも適切に効率的な事業を実施していることが確認できた。コロナ禍という未曾有の社会現象のなか、市民の暮らしを守る各種事業を遂行されたことに敬意を表するものである。各課の事業はいずれも重要案件であるが、各課 1 事業を抽出し、以下のとおり意見を述べている。

福祉保健部

社会福祉課

【価格高騰重点支援給付金給付事業】

電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響が大きい低所得者への臨時給付金を支給した。

社会福祉事業は多岐にわたっており、国の政策に左右されることも多い。経験のない突発的な事業であっても遅延や錯誤が生じないように、細心の注意を払う必要がある。低所得者層への援助事業は今後も発生することが想定される。今後備えて経験を蓄積することや事業の改良などに日ごろから心がけていただきたい。

子育て支援課

【公立保育所管理運営事業】

市内の保育所、保育園を認定こども園に移行し、吉田地区の認定こども園整備計画を立案した。

吉田地区のこども園については、事業計画が難航し、計画がとん挫している。元々危険区域からの移転であり、早急に対策を講ずる必要がある。現状では、災害発生時に重大な事故が生じる恐れがあるので、こどもたちの安全安心の立場に立った検討をお願いしたい。

健康長寿課

【健康づくり事業】

市民の健康寿命の延伸を目的とした「健康あきたかた 21 計画（第 3 次）」を策定した。

健康あきたかた 21 は、地域ぐるみの健康管理の推進を目的に策定され、社会情勢や医療の実態に伴い改定されてきた。今後 12 年間の指針となる計画であることから将来の医療を想定し、先見性のある計画とする必要がある。健診や食育、運動、生活習慣病対策など市民への啓蒙の指針となる計画であることから、わかりやすく親しみやすい論調を心掛けていただきたい。

保険医療課

【国民健康保険特別会計（運営事業）】

広島県と共同で運営しており、市は資格管理、保険給付、医療費適正化対策事業等を行っている。

医療費適正化対策事業として実施しているジェネリック医薬品差額通知が医療費の削減に寄与している。また全国的なマイナ保険証の発行ミスや情報漏洩が保険証の普及を妨げる要因となっているため、信頼性を損なわないよう万全の注意を払う必要がある。マイナンバーカードの普及は行政の電子化・効率化を目指す電子政府構想の基本である。マイナ保険証の不評がカード普及の阻害とならないよう、取り組んでいただきたい。

産 業 部

地域営農課

【有害鳥獣対策事業】

向原町千日集落で地域と連携した有害鳥獣対策により一定の効果があがっている。これを全市に普及させることとしている。また新たに高宮町式敷集落では ICT による捕獲をするためのモデル地区を設定した。

狩猟従事者が減少しており、資格者の増加を図るとともに効率的な捕獲を研究する必要がある。害獣による被害は営農意欲をそぎ、喫緊の課題である。地域で一体となったネットワークを形成し、対策を講じていただきたい。また、害獣の生育地区の特定、捕獲情報のリアルタイム通知など ICT 技術により、効果があがるよう検討していただきたい。

農林水産課

【ほ場整備事業】

高宮町鍋石地区他のほ場整備を行い、農地の効率的な利用に資することとし

ている。

県営事業であるが、円滑な地元調整が欠かせない。一部地域で文化財調査が必要となり、計画の推移を見守る必要がある。ほ場整備は、自動運転など農業経営の機械化、省力化に大きく寄与し、農業のインセンティブを高めるものである。計画の遅延を最小限にすべく積極的に問題解決にあたっていただきたい。

商工観光課

【観光振興事業】

神楽の関西県での知名度を上げるため大阪公演、京都公演を実施した。

大阪公演を皮切りに近畿各地で公演を実施しており相当の効果が認められるが、事業費が増加するため、スポンサーの確保など負担経費の軽減を図る必要がある。2025年の大阪万博に照準を合わせた計画であり、将来を見通した計画となっている。今後も、単発ではない、将来への布石を勘案した事業計画を立案していただきたい。